

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 54(オ)562	原審裁判所名	高松高等裁判所
事件名	土地明渡等	原審事件番号	昭和 52(ネ)74
裁判年月日	昭和 54 年 11 月 1 日	原審裁判年月日	昭和 54 年 2 月 15 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 128 号 55 頁		

判示事項	被告に所有権がないことの確認の訴につき確認の利益がないとされた事例
裁判要旨	土地が被告の所有でない旨の消極的確認の訴は、隣接地を所有する原告が、これを道路として使用することが右土地について所有権を主張する被告によつて妨げられており、かつ、被告が右土地を時効取得することを防止するため必要があると主張するだけでは、確認の利益があるとはいえない。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人白石誠の上告理由第一について	
所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。	
同第二について	
<u>上告人の本訴予備的請求中、被上告人が本件土地につき所有権を有しないことの確認を求める請求については、本件の場合上告人にこのような消極的確認を求める利益がなく、右請求は不適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。</u>	
よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。	
(裁判長裁判官 藤崎万里 裁判官 団藤重光 裁判官 本山亨 裁判官 中村治朗)	

※参考：判例タイムズ 404 号 63 頁、判例時報 952 号 55 頁